

第2四半期における「四半期報告書」の作成上の留意点（チェックリスト）について

公認会計士 山添清昭

はじめに

金融商品取引法が、平成19年9月30日施行され、上場会社に対して、「四半期報告書」の提出が義務づけられ、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度から、この四半期報告制度が始まっています。

3月31日決算の会社は、平成20年11月14日までに第2四半期の「四半期報告書」の提出が行われることとなります。

本稿では、平成20年9月末の第2四半期決算を迎え、これから第2四半期の「四半期報告書」を作成される方に向けて、**①第2四半期提出用の「四半期報告書」の作成上の留意点**や**②第2四半期（連結）財務諸表の会計処理のポイント**について、確認しています。

また、**③「四半期報告書チェックリスト（平成20年9月第2四半期提出用）」**を作成し、四半期報告書を作成する上での個別チェックのポイントについて示しています。

金融庁より、平成20年8月7日付け「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第50号）」が公布され、同日施行されました。この**④平成20年8月7日付四半期連結財規等の改正について**、適用される際の留意点について、最後に、まとめております。

実際に第2四半期提出用の「四半期報告書」を作成される際に、または、提出直前の「四半期報告書」のチェックリストとして活用してください。

なお、本稿の中で、意見に関するところは、筆者の私見であることを最初にお断りしておきます。

目次	1. 「四半期報告書」の作成上の留意点について（第2四半期提出用） 2. 第2四半期（連結）財務諸表の会計処理のポイントについて 3. 「四半期報告書チェックリスト（平成20年9月第2四半期提出用）」 4. 平成20年8月7日付四半期連結財規等の改正について
----	--

略称	会計基準、規則等名称
金商法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
会計基準	企業会計基準委員会、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」
適用指針	企業会計基準委員会、企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
四半期連結財規	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
四半期財規	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

1. 「四半期報告書」の作成上の留意点について（第2四半期提出用）

第2四半期の「四半期報告書」も原則として45日以内に各財務局に提出が求められます（施行令第4条の2の10第3項）。したがって、3月決算の会社の第2四半期の「四半期報告書」は、9月末より45日以内の11月14日までに提出されることになります。

第2四半期の「四半期報告書」は、第1四半期の「四半期報告書」を参考に作成することになりますが、前年度の「半期報告書」も参考に作成することになります。

（1）旧「半期報告書」様式と「四半期報告書」様式の対比

「四半期報告書」に記載される項目を、前年度作成されていた旧「半期報告書」の記載項目と比較形式で以下の【図表1】に示しますので、参考にしてください。

第2四半期の「四半期報告書」は、第1四半期と同じ「第四号の三様式」に従って作成することになります（開示府令第17条の6）。「第四号の三様式」で求められている「四半期報告書」の各記載項目をご確認ください。

【図表1】旧【半期報告書】と【四半期報告書】の比較表

旧【半期報告書（第五号様式）】	【四半期報告書（第四号の三様式）】
第一部 企業情報	第一部 企業情報
第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 2 事業の内容 3 関係会社の状況 4 従業員の状況	第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 2 事業の内容 3 関係会社の状況 4 従業員の状況
第2 事業の状況 1 業績等の概要 2 生産、受注及び販売の状況 3 対処すべき課題 4 経営上の重要な契約等 5 研究開発活動	第2 事業の状況 1 生産、受注及び販売の状況 2 経営上の重要な契約等 3 財政状態及び経営成績の分析
第3 設備の状況 1 主要な設備の状況 2 設備の新設、除却等の計画	第3 設備の状況
第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （1）株式の総数等 （2）新株予約権等の状況 （3）ライツプランの内容 （4）発行済株式総数、資本金等の推移 （5）大株主の状況 （6）議決権の状況 2 株価の推移 3 役員の状況	第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 （1）株式の総数等 （2）新株予約権等の状況 （3）ライツプランの内容 （4）発行済株式総数、資本金等の推移 （5）大株主の状況 （6）議決権の状況 2 株価の推移 3 役員の状況
第5 経理の状況	第5 経理の状況

1 中間連結財務諸表等 2 中間財務諸表等 3 その他		1 四半期連結財務諸表 2 その他
第6 提出会社の参考情報		
第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 第2 保証会社以外の会社の情報 第3 指数等の情報		第二部 提出会社の保証会社等の情報 第1 保証会社情報 第2 保証会社以外の会社の情報 第3 指数等の情報

(注) 1. 網掛部分は、旧「半期報告書」では記載されていましたが、「四半期報告書」では記載が求められていません。

2. 四角で囲んでいる部分は、四半期報告書に項目はありませんが、同様の内容が他の項目において記載されます。

3. 上記比較表は、連結財務諸表作成会社の様式に基づいています。

(2) 第2四半期の「四半期報告書」の留意点について

第2四半期の「四半期報告書」で、開示府令で特徴的な箇所として留意すべきところとしては、以下の点があります。記載上の注意は、「第四号の三様式の記載上の注意」をいいます。

① 主要な経営指標等の推移（記載上の注意（5））

- 「第1 企業の概況」における「1 主要な経営指標等の推移」は、原則として、損益計算書に関連する項目については3か月及び累計期間の両方の情報を、貸借対照表に関連する項目については四半期末日の情報を、キャッシュ・フロー計算書に関連する項目については累計期間の情報を記載することが求められています。
- 従って、第2四半期においては、損益計算書に関連する項目については、3か月及び累計期間の両方の情報がそれぞれ開示されることになります。

② 従業員の状況（記載上の注意（8））

- 当四半期連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載することとされています。
- また、当四半期連結会計期間又は当四半期会計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けてその事情及び内容を記載することとされています。
- 第2四半期（連結）会計期間の従業員数に著しい増減があるか否かを把握する必要があります。

③ 財政状態及び経営成績の分析（記載上の注意（11））

- 「第2 事業の状況」における「3 財政状態及び経営成績の分析」には、従来から例として示されている事項（経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の源泉及び資金の流動性に係る情報）に加え、以下の3点を記載することが求められています。

(a)	<u>四半期連結会計期間におけるセグメント別の業績及びキャッシュ・フローの状況について、前年同期との比較・分析。</u>
-----	--

(b)	<p>連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更があった場合における内容、対処方針等。</p> <p>株式会社の支配に関する基本方針を定めている場合には、会社法第127条各号に掲げる事項。</p>
(c)	<p>四半期連結会計期間における研究開発活動の金額。</p> <p>研究開発活動の状況に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けた内容。</p>

なお、(b)及び(c)は、有価証券報告書及び旧半期報告書においては、「第2 事業の状況」において、「対処すべき課題」及び「研究開発活動」として記載されている内容です。

④大株主の状況（記載上の注意（17））

- 「第4提出会社の状況」の「1株式等の状況」のうち「大株主の状況」は、記載上の注意（17）で規定されているとおり、第2四半期は、第1四半期及び第3四半期とでは、記載内容が大きく異なっていますので、ご注意ください。
- 第2四半期では、従来の旧「半期報告書」での記載と同様で、当四半期末現在の「大株主の状況」（所有株式数の多い順に10名程度）を記載することになります。
- 「記載にあたってのポイント」では、「大株主の状況」について以下の留意点が示されています。
- ★第2四半期会計期間の場合、大株主については、いわゆる実質主義によって10名程度を記載することとされていますが、例えば持株割合が同一の株主が第10位順位に複数いるような場合には、10名に限定されず11名、12名を記載することが必要と考えられます。
- ★なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載にあたっては、市区町村名までの記載で差し支えないとされています。

⑤株価の推移（記載上の注意（19））

- 株価の推移の記載期間は、その四半期会計期間ではなく、四半期累計期間となっている点に注意が必要です。したがって、株価の推移の記載期間は、第1四半期では3か月であったのに対し、第2四半期では6か月となります。

⑥役員状況（記載上の注意（20））

- 役員状況の記載は、前期の有価証券報告書の提出日後、四半期報告書の提出日までの役員の変動を記載とされています。つまり、累積して記載することになります。したがって、第1四半期に記載した役員の変動については、第2四半期においても記載することになりますので、注意が必要です。

2. 第2四半期（連結）財務諸表の会計処理のポイントについて

第2四半期で開示が求められている連結財務諸表の種類、四半期会計処理のポイント、四半期連結財務諸表で求められる注記事項について、まとめています。ご参考にしてください。

（1）開示する連結財務諸表

第2四半期において開示することとなる連結財務諸表は、①「連結貸借対照表（第2四半期会計期間末および前年度末の要約）」、②「連結損益計算書（第2四半期会計期間と期首からの累計

期間ならびにそれぞれの前年同期)」、③「連結キャッシュ・フロー計算書(期首からの累計期間および前年同期)」の3種類になります(会計基準5)。

連結株主資本等変動計算書の記載は、第1四半期同様求められていません。ただし、株主資本に著しい変動がある場合に注記が必要とされています(会計基準19(13))ので、注意が必要です。

3月決算を前提としますと、連結財務諸表提出会社の第2四半期決算で開示することになる連結財務諸表は、【図表2】のとおりです。

第2四半期では、損益計算書については、累計情報に加えて3か月情報の開示が求められています(会計基準7)。結果的に、第2四半期では、損益計算書が、3か月情報と累計情報の2つが開示されることになり、第1四半期に比べて、決算書の情報量は、増加することになります。

【図表2】第2四半期で開示する連結財務諸表の範囲及び開示対象期間

		開示対象期間 第2四半期会計期間(末)	比較対象期間 前年同期(前年度末)
①連結貸借対照表		当四半期末 H20. 9. 30	前年度末 H20. 3. 31
②連結損益計算書	3か月	四半期会計期間 H20. 7. 1～H20. 9. 30	前年度の同期間 －(*)
	累計	期首からの累計期間 H20. 4. 1～H20. 9. 30	前年度の同期間 －(*)
③連結キャッシュ・フロー計算書	累計	期首からの累計期間 H20. 4. 1～H20. 9. 30	前年度の同期間 －(*)

銀行・保険会社等の内閣府令で定める会社を除き、連結財務諸表提出会社は、個別財務諸表を提出する必要はありません(会計基準6)。

四半期報告制度は、平成20年4月1日以降開始事業年度より適用されるため、平成20年9月の第2四半期決算の連結損益計算書(3か月、累計)および連結キャッシュ・フロー計算書の前年同期分については、記載が求められていません(上記【図表2】の(*))のでご注意ください。

(2) 四半期会計基準のポイントと留意点

四半期会計基準は、実績主義を基本としており、原則的には、年度と同じ会計処理を適用して財務諸表を作成します(会計基準9, 20)。しかし、45日以内に適時に開示する必要性等から、①簡便な会計処理と②四半期特有の会計処理を認めるとともに、③財務諸表の表示や注記についても、簡便な開示を認めています。

勘定科目ごとの四半期財務諸表における簡便な会計処理、四半期特有の会計処理など、ポイントを次の【図表3】に示していますので、ご参考にしてください。

第2四半期の「四半期連結財務諸表」を作成するにあたり、第1四半期において採用した簡便な会計処理、四半期特有の会計処理を再点検するとともに、第2四半期において採用する簡便な会計処理や四半期特有の会計処理を確認する必要があります。

簡便な会計処理は、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り認められる(会計基準47)こと

から、簡便な会計処理を変更した場合であっても、会計方針の変更には該当しないものと考えられますので、ご注意ください。 四半期連結財規第11条で、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合、重要性が乏しい場合を除き、その旨及びその内容を記載することと規定されています。

一方、四半期特有の会計処理のうち、「原価差異の繰延処理」と「後入先出法における売上原価の修正処理」については、一定の条件を満たした場合には、継続適用を条件として、四半期特有の会計処理が認められることになっています（会計基準49）。したがって第1四半期において、これらの四半期特有の会計処理を行っている場合には、第2四半期においても一定の条件を満たしている限りは、継続適用をすることが必要となります。

【図表3】 四半期財務諸表における簡便な会計処理、四半期特有の会計処理

項目	簡便的な会計処理、四半期特有の会計処理など
①債権	●一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な取扱いを容認しています（適用指針3）。
	●債権区分（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権）は年度と同様の方法で行うこととなります（適用指針83）。
②有価証券	●減損処理における四半期洗替え法が継続適用を条件として認められます（適用指針4）。
	●市場価格のない株式等にも四半期洗替え法を容認しています（適用指針5、85）。
③棚卸資産	●後入先出法を採用している場合の売上原価の修正処理を認めています（会計基準13、適用指針10）。*適用指針【設例2】参照
	●棚卸資産会計基準の適用における四半期洗替え法を容認しています（適用指針7）。
	●棚卸資産会計基準の適用における簡便的な取扱いを容認しています（適用指針8、88）。
	●滞留棚卸資産の前年度の評価減後簿価による計上を一定の場合に認めています（適用指針8）。
	●実地棚卸を省略し、前年度の実施棚卸高を基礎として合理的な方法により算定することを認めています（適用指針6）。
④原価計算	●原価差異の繰延処理を一定の場合に認めています（基準12）。*適用指針【設例1】参照
	●原価差異の配賦計算における簡便法を認めています（適用指針9、89）。
⑤固定資産	●減価償却費の算定における合理的な予算制度の利用を認めています（適用指針12）。
	●定率法の場合における年度の減価償却費の期間按分を認めています（適用指針13）。
	●減損会計における減損の兆候を把握している場合の留意点が示されています（適用指針92）。

⑥法人税等及び繰延税金資産・負債	●原則として、年度決算と同様に算定します。ただし、加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定することを容認しています（適用指針15）。
	●繰延税金資産の回収可能性の判断における前年度に使用した業績予測等の利用を容認しています（適用指針16，17）。
	●年間見積実効税率の利用を認めています（基準14）。
	●重要性の乏しい連結会社における簡便的な会計処理を認めています（適用指針20）。【設例3】参照
	●未実現利益の消去に係る税効果は年間見積課税所得額を限度とするとされています（適用指針22，97）。*適用指針【設例4】参照
	●連結納税制度における年間見積実効税率の利用を容認しています（適用指針23）。
⑦退職給付引当金	●四半期の財務諸表における退職給付費用は、年間の退職給付費用を期間按分して計上します(適用指針24)。
	●数理計算上の差異は、原則として、年間費用処理額を期間按分します(適用指針25，99)。
	●過去勤務債務は、原則として、年間費用処理額を期間按分します(適用指針26，100)。
⑧企業結合	●企業結合日前日までの取引及び損益の概算消去を容認しています（適用指針27，101）。

(3) 四半期連結財務諸表の会計処理のポイントと留意点

「四半期連結財務諸表の会計処理」として、以下の【図表4】に示す簡便な会計処理を認めています。これらの簡便的取扱いをうまく利用すれば、四半期の連結決算の作成は相当効率的に行うことが出来ます。

第2四半期の「四半期連結財務諸表」を作成されるにあたり、第1四半期において採用された簡便な会計処理を再点検するとともに、第2四半期において採用される簡便な会計処理を確認される必要があります。

【図表4】四半期連結財務諸表における簡便な会計処理

番号	四半期連結財務諸表の簡便的な会計処理
①	連結会社間の債権債務の差異調整の省略(適用指針28)
②	連結会社間取引の合理的な方法に基づく相殺消去(適用指針29)
③	未実現利益の消去における棚卸資産の金額及び損益率の合理的な見積り等の利用(適用指針30)

四半期（連結）財務諸表の表示は、原則的には、年度の（連結）財務諸表に準じますが、科目の集約記載が認められています（基準17）。科目の集約にあたっては、質的及び金額的な重要性を考慮することが必要とされています。科目の記載における重要性や様式については、四半期連結財規及び四半期財規で定められていますのでご確認ください。

(4) 四半期連結財務諸表の注記事項のチェック

第2四半期決算の四半期連結財務諸表に要求される注記は、【図表5】に示すとおりです（会計基準19）。四半期連結財務諸表の注記事項は、開示の迅速性の観点から、年度の連結財務諸表よりも簡略化された内容となっています。

四半期連結財務諸表の注記事項は、「簡便的な会計処理及び四半期特有の会計処理」の注記など、年度決算では求められない四半期固有の注記事項もありますし、「第2四半期以降に会計処理を変更した場合の注記」のように第1四半期では求められない注記事項もあります。

第2四半期の連結財務諸表作成において、求められる注記のうち、どれが該当するかを確認（チェック）する必要があります。【図表5】を参考に、第2四半期の「四半期連結財務諸表」の作成の準備にお役立てください。

【図表5】第2四半期の四半期連結財務諸表に求められる注記事項

	四半期連結財務諸表・注記事項	チェック
1	<u>連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、重要な変更を行った場合には、その旨及びその理由</u>	
2	<u>重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、変更を行った四半期会計期間以後において、その旨、その理由及び期首からの累計期間への影響額</u>	
3	<u>当年度の第2四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、2の記載に加え、第2四半期以降に変更した理由、直前の四半期会計期間の末日までの期首からの累計期間への影響額。</u> なお、 <u>影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由</u>	
4	<u>前年度の連結財務諸表の作成にあたり自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行っており、かつ、前年度の四半期連結財務諸表の作成にあたっての重要な会計処理の原則及び手続との間に相違が見られる場合には、その旨及び前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間への影響額。なお、<u>影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えてその旨及びその理由</u></u>	
5	<u>四半期連結財務諸表の表示方法を変更した場合には、その内容</u>	
6	<u>簡便的な会計処理及び四半期特有の会計処理を採用している場合には、その旨及びその内容</u>	
7	<u>事業の種類別セグメントごとの売上高及び営業損益（以下「事業の種類別セグメント情報」という。）、所在地別セグメントごとの売上高及び営業損益（以下「所在地別セグメント情報」という。）及び海外売上高。また、企業結合や事業分離等により事業の種類別セグメント情報に係るセグメント別資産の金額に著しい変動があった場合には、その概要</u>	

8	<u>1株当たり四半期純損益、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び当該金額の算定上の基礎</u>	
9	<u>1株当たり純資産額</u>	
10	<u>四半期会計期間の末日における発行済株式数、自己株式総数、新株予約権（自己新株予約権を含む。）の目的となる株式数及び四半期会計期間末残高</u>	
11	<u>ストック・オプションを新たに付与した場合及び重要な変更がある場合には、その旨及びその内容</u>	
12	<u>配当に関する事項</u>	
13	<u>株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由</u>	
14	<u>四半期会計期間の末日に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、その旨及びその内容、継続企業の前提に関する重要な疑義の存在及び経営者の対応等</u>	
15	<u>事業の性質上営業収益又は営業費用に著しい季節的変動がある場合には、その状況</u>	
16	<u>重要な保証債務その他の重要な偶発債務</u>	
17	<u>重要な企業結合に関する事項</u>	
18	<u>重要な事業分離に関する事項</u>	
19	<u>四半期連結財務諸表を作成する日までに発生した重要な後発事象</u>	
20	<u>四半期連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</u>	
21	<u>企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項</u>	

(注) 会計基準19で求められている注記事項に、筆者が下線を追加作成したものです。

3. 「四半期報告書チェックリスト（平成20年9月第2四半期提出用）」

平成20年9月第2四半期において、「四半期報告書」を作成される際の留意点を、最後にチェックリスト形式で示しております。「四半期報告書チェックリスト」は、金融庁より公表の「第四号の三様式」記載上の注意や財務会計基準機構より公表の「四半期報告書の作成要領（平成20年9月第2四半期提出用）（以下、「作成要領」という）」を参考に留意点をまとめております。

・平成20年9月第2四半期において特に注意すべき特有の留意点について、項目のタイトルに「★」マークを付し、留意点（チェックポイント）の記述に下線も入れておりますので、ご確認ください。

「四半期報告書」を実際に作成される際に、または、提出直前のチェックリストとして活用してください。

★四半期報告書チェックリスト（平成20年9月第2四半期提出用）

目次 (第四号の三様式)	留意点（チェックポイント）	チェック
全般的事項	★ <u>四半期報告制度は、平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されるため、適用初年度においては、前連結会計年度に係る四半期連結財務諸表及び前年同四半期との対比の記載が求められる事項については、その記載は要しないとされています（「作成要領」のi頁の留意事項）。当該ルールに従い正しく記載されていますか。</u>	
	●四半期報告書において、「四半期連結財務諸表」を記載した場合には、「四半期個別財務諸表」については記載を要しないこととされています。記載は、適切に行われていますか。	
【表紙】	●【根拠条文】の記載は、原則「金融商品取引法第24条の4の7第1項」又は「第2項」となります。いずれか正しく記載されていますか。	
第一部【企業情報】		
第1【企業の概況】		
1【主要な経営指標等の推移】	●【主要な経営指標等の推移】について、記載上の注意（5）に掲げられる各項目について記載が求められます。各項目が漏れなく記載されていますか。	
	★ <u>平成20年9月第2四半期においては、以下の期間に係る経営指標について記載します。</u> ①当第2四半期連結累計期間、②当第2四半期連結会計期間、③前連結会計年度 ★ <u>経営指標等の配列については、四半期連結損益計算書の記載順序に合わせて、①当第2四半期連結累計期間、②当第2四半期連結会計期間の順に記載することになります。当該記載順序で記載されていますか。</u>	
	★ <u>記載上の注意（5）aにおいて、①当第2四半期連結累計期間、②当第2四半期連結会計期間、③前連結会計年度、のそれぞれについて記載を</u>	

	<p>要しない項目が規定されています。誤って記載していませんか。</p> <p>★とくに、「現金及び現金同等物の四半期末残高」の記載は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の本表と異なり、四半期連結会計期間として記載するように規定されています。誤って、四半期連結累計期間として記載していませんか。</p>	
	<p>●「自己資本比率」を算定する際の純資産額は四半期末の金額で算定することが適当と考えられます。四半期末の金額に基づいて算定されていますか。</p>	
	<p>●「1株当たり情報」の記載については、四半期連結財務諸表の注記事項との整合性に留意が必要です。注記事項との整合性が確保されていますか。</p>	
	<p>●主要な経営指標等の中には、規則等の一部改正によりその定義や範囲に変更が生じ、数値の継続性が確保できていない場合が生じますが、重要なものについては、その旨・内容等を脚注しておくことが望ましいと考えられます。記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>●「潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額」について記載していない場合には、その旨（理由）を記載することが望ましいと考えられます。記載が漏れていませんか。</p>	
2【事業の内容】	<p>★事業の内容については、記載上の注意（6）において「当四半期連結会計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合にはその内容を記載すること」とされ、また、「事業の種類別セグメントの区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること」とされています。</p> <p>★3ヶ月間の異動情報を記載します。該当事項が、正しく記載されていますか。</p>	
	<p>●事業の種類別セグメント情報を記載していない会社については、有価証券報告書の場合と同様、事業部門等に関連付けて記載することとされており、四半期連結財務諸表を作成していない場合も、事業部門等の区分により記載することが適当と考えられます。当該記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>●当四半期連結会計期間において事業の種類別セグメント（事業部門等を含む。）の区分を変更した場合には、その旨を記載することが望ましいと考えられます。当該記載が漏れていませんか。</p>	
3【関係会社の状況】	<p>★関係会社の状況については、記載上の注意（7）aにおいて「当四半期連結会計期間において、提出会社の関係会社（重要性の乏しい関係会社を除く）に異動があった場合には、その内容を記載すること」とされ、また、新たに重要な関係会社となった会社がある場合には、①当該関係会社の名称、②住所、③資本金又は出資金、④主要な事業の内</p>	

	<p>容、③議決権に対する提出会社所有割合、⑤提出会社との関係内容を記載することとされています。</p> <p>★3ヶ月間の異動情報を記載します。該当事項が、正しく記載されていますか。</p>	
	<p>●重要性の判断基準は明定されていませんが、有価証券報告書の場合と同様に、当該関係会社の規模、グループ業績への貢献度、将来性等を勘案して判断することが適当と考えられます。当該基準に基づいて判断されていますか。</p>	
	<p>●いわゆる「緊密な者」又は「同意している者」が存在することにより、新たに子会社又は関連会社として判定された会社等がある場合には、これらの者が所有する議決権の割合を併せて記載することとされています。具体的には、記載事例のように[]外書で記載することが適当と考えられます。また、例えばA社においてB社を子会社と認定した場合は、投資情報の整合性の観点から、B社においてもA社を親会社として取扱い、その場合、「緊密な者」又は「同意している者」の所有割合を[]外書で記載することが望ましいと考えられます。当該ルールに従い記載されていますか。</p>	
	<p>●四半期連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある関係会社が複数ある場合は、その旨及び債務超過の金額を各々記載することとなりますので留意してください。四半期連結財務諸表を作成していない場合で、重要な債務超過の状況にある関係会社があるときも、その旨及び債務超過の金額を記載する必要がありますので留意してください。当該記載が漏れていませんか。</p> <p>●重要性の判断基準は、日本公認会計士協会監査委員会研究報告第8号「有価証券報告書等の『関係会社の状況』における債務超過の状況にある関係会社の開示に係る重要性の判断基準について」で判断しますので、参考にしてください。</p>	
4【従業員の状況】	<p>●従業員の状況については、記載上の注意(8)において「当四半期連結会計期間の末日現在の連結会社における従業員数を記載すること」とされ、また、提出会社については、当四半期会計期間の末日現在の従業員について、その数を記載することとされています。当四半期(連結)会計期間の末日の状況の記載が正しく行われていますか。</p>	
	<p>●従業員数は「就業人員数」を記載することとされていますので、例えば、出向者数は出向先すなわち就業先の従業員数に含めて記載することになります。正しく従業員数が記載されていますか。</p>	
	<p>●従業員の定義、臨時従業員の範囲等に関する基準が明定されていないので、各社の実態に応じて記載することになります。その場合には、従業員数の算定方法等に関する内容を脚注において記載することが適当と考えられます。当該脚注の記載がされていますか。</p> <p>★臨時従業員数は、当四半期連結会計期間の平均雇用人員を記載とされ</p>	

	ています（記載上の注意（8）b）。正しく計算されていますか。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員の人員に著しい増減があった場合には事業の種類別セグメントに関連づけてその事情及び内容を記載することとされており、例えば、増減の起因となった事由（営業の拡大・縮小、合併、事業の譲渡・譲受け、大量人員の出向等）及び増減人数等を事業の種類別セグメントに関連づけて記載することが適当と考えられます。当該脚注の記載が漏れていませんか。 	
第2【事業の状況】 1【生産、受注及び販売の状況】	<p>★生産、受注及び販売の状況については、当四半期連結会計期間における生産、受注及び販売の実績について記載する（記載上の注意（9）a）とされています。記載の対象期間は、正しく把握されていますか。</p> <p>★適用初年度ですので、前年同期の比較は不要ですので、ご注意ください。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●生産、受注及び販売の状況については、前年同四半期連結会計期間と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載することとされています。なお、事業の種類別セグメント（事業部門等を含む）に関連付けた記載にあたっては、セグメント間取引の処理方法等について説明することが適当と考えられます。記載の方法としては、定量的な表形式による記載に加え、定性的にその内容を補完して説明する方法等も考えられます。 ●業種、業態により上記①の方法により難しい場合には「3【財政状態及び経営成績の分析】」欄に含めて記載することができるとされています。その場合、上記①の方法により難しい旨及び理由を明示のうえ、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの業績説明の中で、各セグメントにおける主力製商品の生産及び受注状況等に係る説明を織り込みながら記載することが適当と考えられます。なお、当該生産及び受注状況等の記載にあたっては、連結ベースで記載することが適当と考えられますが、その代替として提出会社又は特定の子会社に係る生産及び受注の状況等がその大半を占める等投資情報として誤解を招く程度のものではない場合には、当該会社を明示して記載することも差し支えないものと考えられます。 <p>当該ルールに従った記載がされていますか。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項（例えば、生産能力の大幅な変化、主要な原材料価格等の著しい変動、季節の変動が大きい場合等）があった場合には、その内容を事業の種類別セグメントに関連付けて記載することとされていますが、「3【財政状態及び経営成績の分析】」欄の記載の中で、当該特記すべき事項を含めて説明しているため本欄における記載を省略している場合には、本欄においてその旨明示することが適当と考えられます。当該ルールに従った記載がされていますか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●四半期連結財務諸表を作成していない会社については、生産、受注及 	

	び販売の状況について事業部門等に関連付けて記載することとされていますので、留意してください。また、この場合、総販売実績に対する輸出高の割合が100分の10以上である時には、前年同四半期会計期間及び当四半期会計期間における2四半期分の輸出高の総額等の記載も必要となります。記載が正しく行われていますか。	
	●主要な販売先（当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上である販売先）がある場合には、相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合について、前年同四半期（連結）会計期間及び当四半期（連結）会計期間の2四半期分の記載が求められています。記載が正しく行われていますか。	
2【経営上の重要な契約等】	★ <u>当四半期連結会計期間における経営上の重要な契約等の決定又は締結等について記載するとされています（記載上の注意（10））。記載の対象期間は、正しく把握されていますか。</u>	
	●合併、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受け、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借、技術援助契約、分割等が行われる場合において、経営上の重要な契約等に該当するときは、連結会社以外の会社との間で行われるか否かによらず、すべて記載することとなります。記載が正しく行われていますか。	
	●合併等の時期が四半期連結会計期間末後である場合には、四半期連結財務諸表における「重要な後発事象」との関係がでてきます。「重要な後発事象」等は、四半期レビューの対象となる重要な事項であるため、このような場合は、「重要な後発事象」に重点をおいて記載し、本欄では「詳細は、『第5 経理の状況1【四半期連結財務諸表】』の重要な後発事象を参照してください。」等の記載方法も考えられます。記載が正しく行われていますか。	
	●【経営上の重要な契約等】について、提出日現在において契約期間が満了している場合又は契約を更新している場合等には、その旨を脚注において記載することが望ましいとされています（企財審査ニュース第4-1号）。当該記載が漏れていませんか。	
3【財政状態及び経営成績の分析】 （1）業績の状況 （2）キャッシュ・フローの状況	●提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容の記載としては、これまで半期報告書の記載項目であった「 <u>業績等の概要</u> 」、「 <u>対処すべき課題</u> 」及び「 <u>研究開発活動</u> 」を「3【財政状態及び経営成績の分析】」の中でまとめて記載し、さらに、これらのほか、「 <u>経営成績に重要な影響を与える要因についての分析</u> 」、「 <u>資本の財源及び資金の流動性に係る情報</u> 」などを具体的に、かつ、分かりやすく記載することとなります。また、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析等については、「業績の状況」「キャッシュ・フローの状況」「事業上及び財務上の対処すべき課題」「研究開発活動」の項目と併せて記載することも考えられます。該当項目が漏れなく記載されていますか。	
	★「 <u>業績の状況</u> 」及び「 <u>キャッシュ・フローの状況</u> 」については、前年	

	<p>同四半期連結会計期間と比較・分析して記載することとされており、 記載にあたっては、前年同四半期連結会計期間との数値比較に関する説明のほか、当該業績に至った背景、要因等についてできるだけ詳しく記載することが適当と考えられます。背景、要因までの記載がされていますか。</p> <p>★四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、四半期連結累計期間(6ヶ月)について作成することになりますが、ここでの「四半期連結キャッシュ・フローの状況」は、四半期連結会計期間(3ヶ月)について記載することになります。記載対象期間が、本表の四半期連結キャッシュ・フロー計算書と違いますので、ご注意ください。</p> <p>★適用初年度ですので、前年同期との比較は不要ですので、ご注意ください。</p>	
	<p>●業績の状況については、事業の種類別セグメント及び所在地別セグメントの区分により記載することとされています。なお、事業の種類別セグメント情報を記載していない場合には、事業部門等の区分により記載することとなっています。また、四半期連結財務諸表を作成していない場合も、これらに準じた区分により記載することが望ましいとされています。当該記載が正しくされていますか。</p>	
	<p>●当四半期連結会計期間が他の四半期連結会計期間と比較して、著しい変動が生じる企業においては、その状況について業績の状況の説明に含めて記載することも考えられるとされています。当該記載が正しくされていますか。</p>	
	<p>●当四半期連結会計期間において、事業の種類別セグメント(事業部門等を含む。)及び所在地別セグメントの区分を変更した場合、前年同四半期連結会計期間分を新事業区分に組み替えて対前年同四半期比を記載することは差し支えないものと考えられますが、その場合にはその旨付記することが適当と考えられます。当該付記が漏れていませんか。また、その場合には「第5【経理の状況】」のセグメント情報における事業区分の方法を変更した場合の注記との整合性にもご注意くださいとされていますので、ご注意ください。</p>	
	<p>●キャッシュ・フローの状況については、現金及び現金同等物の異動状況について説明するほか、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フロー別に、前年同四半期連結会計期間との数値の比較増減、そこに至った背景等について記載することが適当と考えられます。当該記載が正しく行われていますか。</p> <p>★適用初年度ですので、前年同期の比較は不要ですので、ご注意ください。</p>	
	<p>★将来に関する事項を記載する場合には、その事項が当四半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載することになっていま</p>	

	す。当該記載が漏れていませんか。	
(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題	<p>★事業上及び財務上の対処すべき課題は、当四半期連結会計期間における異動情報を記載するとされています（記載上の注意（11）a（b））。記載の対象期間は、正しく把握されていますか。</p>	
	<p>●事業上及び財務上の対処すべき課題で重要な変更があった場合又は新たに発生した場合、経営者が会社の置かれたその状況をどのように認識し、会社の事業の進展のために克服すべき当面の課題をどのように捉えているか、また、どのように対処するか等について、具体的に記載する必要があります。なお、前有価証券報告書又は前四半期報告書等に記載した重要な課題については、その後の経過等を記載することが望ましいと考えられます。当該記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>●株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（「基本方針」）を定めている場合には、会社法施行規則第127条各号に掲げる事項を記載することとされています。当該記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>●会社法施行規則第127条各号に掲げる事項は、四半期連結会計期間の末日現在で記載することとされていますが、制度の趣旨から考えて、その後に決議された事項があり、その内容に重要性がある場合には、提出日までをフォローした記載とすることが望ましいと考えられます。提出日までをフォローした記載となっていますか。</p>	
(4) 研究開発活動	<p>●当四半期連結会計期間における研究開発活動の金額を記載し、さらに研究開発活動の状況に重要な変更があった場合、その内容を事業の種類別セグメントに関連付けて記載することになります。なお、研究開発活動の状況を特定のセグメントに関連付けられない場合には、その旨を明らかにすることが連当と考えられます。これら記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>●研究開発活動の金額及び研究開発活動の状況には、グループ以外からの受託研究等も合めて記載することは差し支えないと考えられます。ただし、その場合には、その旨(金額、内容)を明らかにすることが適当と考えられます。当該記載が正しく行われていますか。</p>	
第3【設備の状況】 (1) 主要な設備の状況	<p>●当四半期連結会計期間において、主要な設備について重要な異動があった場合には、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載することとなります。例えば、合併や事業譲渡・譲受けによる増減、主要設備の新設・拡充・売却等が該当することになるとされています。これら記載事項が、漏れなく記載されていますか。</p>	
	<p>●「主要な設備」には、連結会社以外の者から賃借しているもの（リー</p>	

	<p>ス資産を含む)が含まれますのでご注意ください。この場合、賃貸借処理されているものについては、帳簿価額の代わりに年間賃借料(リース料)等を記載することが適切と考えられます。当該記載が正しく行われていますか。</p>	
	<p>●重要な設備の新設・拡充・売却等が、前四半期連結会計期間末(第1四半期連結会計期間の場合は、前連結会計年度末)において計画され、当四半期連結会計期間において、当該計画内容に重要な変更があった場合、あるいは当該計画が完了した場合には、次の「(2)設備の新設、除却等の計画」欄に記載することが適切と考えられます。これら記載が漏れていませんか。</p>	
<p>(2)設備の新設、除却等の計画</p>	<p>●前四半期連結会計期間末(第1四半期連結会計期間の場合は、前連結会計年度末)において計画中であった重要な設備の新設・拡充・売却等について、当四半期連結会計期間に重要な変更があった場合には、事業の種類別セグメントに関連付けて、その変更の内容を記載することとされ、また、当四半期連結会計期間において完了したものがあるときは、その旨及び完了年月を記載することとされています。これら記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>●当四半期連結会計期間において、新たに重要な設備の新設・拡充・売却等の計画が確定した場合には、その設備の内容等を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載することとされています。これら記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>●前四半期報告書(第1四半期連結会計期間の場合は、前有価証券報告書)において、事業所別等個別に設備計画を決めずにセグメント別に大枠のみを決めて、セグメントごとの金額を記載している場合には、「主要な設備の状況」の重要な異動については、個別会社、事業あるいは設備ごとに記載し、当四半期連結会計期間における「設備の新設、除却等の計画」の重要な変更または完了については、セグメントごとに記載することが考えられます。当該記載が正しく行われていますか。</p>	
<p>第4【提出会社の状況】</p>		
<p>1【株式等の状況】 (1)【株式の総数等】 ①【株式の総数】 ②【発行済株式】</p>	<p>●「発行可能株式総数」は、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数を記載します。</p> <p>●当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増(減)した日、増(減)株式数及び増(減)後の株式の総数を欄外に記載します。</p> <p>●その他の記載項目については、記載上の注意(13) b～fを参照ください。</p> <p>これら、記載項目が正しく記載されていますか。</p>	
<p>(2)【新株予約権等】</p>	<p>●新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合には、当四半期</p>	

<p>の状況】</p>	<p>会計期間の末日現在における当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類及び株式数などを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新株予約権付社債を発行している場合には、その残高についても記載する。 ●その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利が存在している場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載する。これら、記載項目が正しく記載されていますか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●旧転換社債等が発行している場合には、当四半期会計期間の末日現在における転換社債の残高、転換価格及び資本組入額又は新株引受権の残高、新株引受権の行使により発行する株式の発行価格及び資本組入額を記載する。(旧転換社債等とは、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成13年法律第129号)第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債もしくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券をいう。)記載が漏れていませんか。 	
<p>(3)【ライツプランの内容】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●いわゆる買収防衛策の一環として、新株予約権を発行している場合には、【ライツプランの内容】の欄に記載することとされています。なお、「(2)新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができるとされています。記載が漏れていませんか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●【ライツプランの内容】の欄には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しないとされていますので、いわゆる事前警告型の買収防衛策については、「第2【事業の状況】」の「3【財政状態及び経営成績の分析】」に記載することになる点にご留意ください。未発行であるのに、誤って記載していませんか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●ライツプランの内容は、四半期会計期間の末日現在において、いわゆる買収防衛策の一環として新株予約権を発行している場合に記載するものと考えられますが、その後の決議により当該新株予約権が付与され、その内容に重要性がある場合には、制度の趣旨から考えて、提出日までをフォローした記載とすることが望ましいと考えられます。提出日までをフォローして記載されていますか。 	
<p>(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当四半期会計期間の末日後、四半期報告書の提出日までに「発行済株式総数」に増減があった場合には、その増減の起因となった事実(例えば、一般募集・第三者割当増資・株式分割等)を記載することが望ましいと考えられます。記載漏れがありませんか。 	
<p>(5)【大株主の状況】</p>	<p>★<u>当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載することとされています。第1・第3四半期会計期間は、大株主の異動があった場合にその旨を記載することとされていますので、記載内容が異なります。</u></p>	

	<p>★「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、<u>会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を記載することとされています。</u></p> <p><u>正しく記載されていますか。</u></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合（法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む）であって、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載する。実質所有状況を確認して記載していますか。 ●記載内容が大幅に相違している場合であって実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記する。当該注記が漏れていませんか。 	
<p>(6)【議決権の状況】</p> <p>①【発行済株式】</p> <p>②【自己株式等】</p>	<p>★<u>当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載するとされています。第2四半期会計期間末現在の「議決権の状況」が記載されていますか。記載時点が誤っていませんか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1四半期会計期間又は第3四半期会計期間の場合で、各四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」を記載することができない場合には、直前の基準日に基づく株主名簿による議決権数を記載することができるとされています。該当する場合、当該取扱いによっていますか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●株式会社証券保管振替機構名義の株式に名義書換失念株式や名義人以外から株券喪失登録のある株式がある場合には、当該株式の数及び当該株式に係る議決権の数を注記するか、又は「議決権の数」欄に当該株式に係る議決権の数を含まない場合はその旨及び当該株式に係る議決権の数を注記することが適当と考えられます。該当する場合注記が漏れていませんか。 	
<p>2【株価の推移】</p> <p>【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】</p>	<p>★<u>当四半期会計期間ではなく、当四半期累計期間（第2四半期の場合は、4月～9月）における株価の推移を記載することになりますので、ご注意ください。記載タイトルは、【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】と正しく表現されていますか。</u></p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●主要な1金融商品取引所の市場相場という場合における「主要な」とは、「売買高の一番多い」という意で解することが適当です。また、東京、大阪、名古屋の各証券取引所においては、市場が第一部、第二部に分かれていますので、これらの別も記載することが適当と考えられます。 ●株式の分割等により、いわゆる「権利落ち」が生じた場合には、その旨を注記等により記載することが適当と考えられます。 ●最高・最低株価は、市場における日々の高値・安値のうち月間で最高と最低の株価を記載することが求められていると考えられます。これら取扱いに従っていますか。 	
<p>3【役員の状況】</p>	<p>★<u>前事業年度の有価証券報告書の提出日後この報告書の提出日までに役</u></p>	

	員に異動があった場合に記載するとされています。記載の内容に誤りはありませんか。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期、及び所有株式数を記載することとされています。新任役員の記載項目に記載漏れはありませんか。 ●また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載することとされています。二親等内の親族関係について記載漏れはありませんか。 	
	●退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載することとされています。退任役員について記載漏れはありませんか。	
	●役員役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載することとされています。役員役職の異動について記載漏れはありませんか。	
	●会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合にはその旨を注記することとされています。当該注記の記載が漏れていませんか。	
第5【経理の状況】 冒頭記載	●【経理の状況】の冒頭記載において、四半期連結財務諸表が「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づいて作成している旨を記載するとされています。当該記載が正しく行われていますか。	
	●四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載することとされています。該当する場合、正しく記載されていますか。	
	●公認会計士又は監査法人の監査証明（四半期レビュー）を受けている旨の記載が求められます。当該記載が正しく行われていますか。	
	●四半期連結財務諸表の表示単位は百万円単位又は千円単位とされていますが、金額の表示単位を変更した場合には、その内容を記載する必要があります。該当する場合、記載が漏れていませんか。	
	<p>★第2四半期は会計期間に係る四半期連結損益計算書が加わることから、「2. 監査証明について」の記載が、第1四半期と異なります。第2四半期の表現は、以下のとおりです。当該記載となっていますか。</p> <p>*・・・当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）・・・</p>	
	★ 公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載することとされています。この場合の比較対象は、第1四半期連結会計期間の場合は、前連結会計年度であるとされています。第2四半期連結会計期間以降の比較対象は、直前の四半期連結会計期間となります。同一	

	<u>監査法人内における業務執行社員の変更は、記載の対象にはならないと解されています。公認会計士又は監査法人の交代がある場合の記載が正しく行われていますか。</u>	
1【四半期連結財務諸表】	●新E D I N E Tへ移行（XBRL化）するため、平成20年6月6日付けで、財務諸表等規則等が改正されました。XBRL形式においては、財務諸表の様式が変更され、各項目の配置、罫線の有無のほかに、主要項目の構成比・百分比が削除されました。改正後の様式に従って四半期連結財務諸表が作成されていますか。	
	●四半期連結財務諸表としては、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書が作成されます。誤って四半期株主資本等変動計算書を作成していませんか。	
	●四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しない（四半期会計基準6 ただし書き）とされています。正しく作成されていますか。	
(1)【四半期連結貸借対照表】	●様式第四号【四半期連結貸借対照表】の様式に従って作成されていますか。	
	★ <u>当第2四半期連結会計期間末に係る四半期連結貸借対照表と前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表を記載（記載上の注意(22) a）します。配列順序は、「作成要領」の記載どおりとなっていますか。</u>	
	★ <u>平成20年8月7日付で連結財規等が改正されていますが、改正前の連結財規では「たな卸資産」の科目で区分掲記することが求められています。ただし、改正前の四半期連結財規ではその内訳科目である「商品」「製品」「半製品」「原材料」「仕掛品」の科目で区分掲記することが求められています。この場合には、前連結会計年度末に係る要約連結貸借対照表においても、四半期連結財規と同様の科目で区分掲記することとされています。「たな卸資産」の区分掲記は、正しく行われていますか。</u>	
(2)【四半期連結損益計算書】	●様式第五号【四半期連結損益計算書】、様式第六号【四半期連結損益計算書】のそれぞれの様式に従って作成されていますか。	
	★ <u>当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を記載します。配列順序は、「作成要領」の記載どおりとなっていますか。</u>	
	●「法人税、住民税及び事業税」と「法人税等調整額」は一括して記載することができますが、その場合には、その旨を注記することとされています。当該注記の記載が漏れていませんか。	
(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	●様式第七号又は第八号【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】の様式に従って作成されていますか。	

<p>継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況</p>	<p>●継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が四半期連結貸借対照表日において存在する場合には、以下の事項を注記するとされています。該当する場合、正しく記載が行われていますか。</p> <p>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</p> <p>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在</p> <p>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応</p> <p>④ 当該重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表に反映しているか否か</p>	
	<p>●前四半期連結決算日又は前連結会計年度の決算日に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在していたが、当四半期連結会計期間において解消している場合は、当四半期連結会計期間に係る記載は不要となります。なお、解消にいたった経緯や経営者の対応などの具体的な説明は、「財政状態及び経営成績の分析」などの項目で記載することが望ましいと思われます。当該取扱いに従って記載されていますか。</p>	
<p>四半期連結財務諸表のための基本となる重要な事項等の変更</p>	<p>●年度末に記載される「重要な会計方針」は注記されません。四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等について変更した場合に注記する取扱いとなっています（四半期連結財規 10）。「重要な会計方針」を誤って記載していませんか。</p> <p>●連結の範囲に関する事項その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（連結財務諸表の作成に当たって適用されるものに準じて適用されているものをいう）を変更した場合には、次の事項を四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載するとされています。該当する項目がある場合、正しく記載されていますか。</p> <p>① 連結の範囲に含めた子会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社に関する事項その他連結の方針に関する事項について、変更を行った場合には、その旨及び変更の理由</p> <p>② 前連結会計年度末における開示対象目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項に係る記載と比較して重要な変更又は著しい変動が認められた場合には、その内容</p> <p>③ 当連結会計年度に会計処理の原則及び手続について、変更を行った場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額</p> <p>④ 四半期連結財務諸表の表示方法を変更した場合には、その内容</p> <p>⑤ 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が四半期連結キャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容</p> <p>●当四半期連結会計期間（当連結会計年度の第 2 四半期以降の四半期連結会計期間に限る。）において自発的に会計処理の原則及び手続について変更を行った場合には、上述の③に定める事項の記載に加え、第 2・</p>	

	<p><u>四半期以降に変更した理由</u>及び<u>当該変更が直前の四半期連結会計期間における四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に与えている影響額</u>を記載しなければならないとされています。該当する場合、正しく記載されていますか。</p>	
	<p>★「<u>連結の範囲に関する事項の変更・持分法の適用に関する事項の変更</u>」に関して、<u>第2四半期連結累計期間における変更についての記載としては、第1四半期連結会計期間における変更も記載対象となっています</u>。該当する変更の記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>★「<u>開示対象特別目的会社に関する事項の変更</u>」に関して、<u>前連結会計年度末から重要な変更又は著しい変動があった場合に、開示対象特別目的会社の概要等の記載が必要となります</u>。また、<u>四半期連結財務諸表を作成していない場合、記載箇所は「注記事項（持分法損益等）」（四半期財規第12条第2項）となります</u>。</p> <p>★「<u>開示対象特別目的会社に関する事項の変更</u>」は、平成20年8月7日内閣府令第50号の附則第7条第1項第4号ただし書きにより、平成20年9月30日以前に終了する四半期連結会計期間等に係る四半期連結財務諸表については、<u>改正前の四半期連結財規に基づいて追加情報として記載することができるとされています</u>。</p> <p>該当する変更がある場合、記載場所を正しく判断して記載されていますか。</p>	
	<p>★「<u>会計処理基準に関する事項の変更</u>」は、<u>当連結会計年度における変更が記載対象です</u>。したがって、<u>第1四半期連結会計期間における変更も記載対象となります</u>。該当する変更の記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>★<u>当第1四半期連結会計期間より、以下の会計基準が適用となっています</u>（早期適用も含む）。該当する場合、<u>会計処理基準に関する事項の変更について正しく記載されていますか</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>棚卸資産の評価に関する会計基準</u>」 ・「<u>連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い</u>」 ・「<u>リース取引に関する会計基準</u>」（早期適用） ・「<u>金融商品に関する会計基準（改正）</u>」（早期適用） ・「<u>工事契約に関する会計基準</u>」（早期適用） ・「<u>資産除去債務に関する会計基準</u>」（早期適用） 	
簡便な会計処理	<p>●四半期連結財務諸表作成のために、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、簡便な会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容の記載が求められます。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できるとされています。簡便な会計処理を適用した場合の当該注記の記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>★<u>簡便な会計処理は、これを変更した場合であっても会計方針の変更には該当しないと考えられます</u>。誤って、<u>会計方針の変更にしていませ</u></p>	

	んか。	
四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理	<p>●一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を記載することが求められています。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できるとされています。</p> <p>特有の会計処理とは、① 原価差異の繰延処理 ② 後入先出法における売上原価修正 ③ 税金費用の計算 です。</p> <p>これら四半期特有の会計処理を適用した場合の当該注記の記載が漏れていませんか。</p>	
	★四半期特有の会計処理は会計方針と考えられ、これを変更した場合は、会計方針の変更に該当することになります。変更されている場合、会計方針の変更の記載が正しくされていますか。	
会社等の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なもの	<p>●四半期連結財務諸表規則第 5 条第 3 項各号に掲げられた会社等の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を四半期連結財務諸表に注記しなければならないとされています。当該注記の記載が漏れていませんか。</p>	
追加情報	<p>●開示対象特別目的会社に関して、企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる程度に重要な変更があった場合には、追加情報として記載する必要があります（企業会計基準適用指針 1 5 号）。当該追加情報の記載が漏れていませんか。</p>	
	★平成 20 年度の税制改正を契機とした機械装置の耐用年数の見直しは、会計上の見積りの変更であり、追加情報としての注記の要否の検討が必要です。見積りの変更は、会計方針の変動的な性格を有することから、会計方針の変更に準じて、第 1 四半期連結会計期間における変更についても、第 2 四半期連結累計期間への影響を記載することが考えられます。記載の要否を検討されましたか。	
注記事項 (四半期連結貸借対照表関係)	<p>●四半期連結貸借対照表関係の注記に関する四半期連結財規の規定としては、以下のものがあります。これら、注記が正しく記載されていますか。記載漏れはありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注記の方法（四半期連結財規第 28 条） ・流動資産の区分表示（同第 35 条） ・流動資産・投資その他の資産に係る引当金の注記（同第 36 条、同第 43 条） ・有形固定資産の減価償却累計額の表示（同第 38 条） ・有形固定資産の減損損失累計額の表示（同第 39 条） ・無形固定資産の区分表示（同第 40 条） ・担保資産の注記（同第 46 条） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・流動負債の区分表示（同第 49 条） ・固定負債の区分表示（同第 50 条） ・のれん及び負ののれんの表示（同第 51 条） ・偶発債務の注記（同第 52 条） ・手形割引高及び裏書譲渡高の注記（同第 53 条） ・株主資本の分類及び区分表示（同第 55 条） 	
	<p>●担保に供されている資産については、当該資産が企業集団の事業の運営において重要なものであり、かつ、その金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には当該資産の内容及び金額を注記することが求められています。この考え方に従って担保に供されている資産の注記がされていますか。</p>	
(四半期連結損益計算書関係)	<p>●四半期連結損益計算書関係の注記に関する四半期連結財規の規定としては、以下のものがあります。これら、注記が正しく記載されていますか。記載漏れはありませんか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売費及び一般管理費の表示方法（四半期連結財規第 69 条） ・法人税等の表示（同第 77 条） ・四半期純利益又は四半期純損失（法人税等の表示）（同第 77 条第 2 項） ・売上高又は営業費用に著しい季節的変動がある場合の注記（同第 81 条） 	
	<p>●事業の性質上、売上高又は営業費用（売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計をいう）に著しい季節的変動がある場合には、その状況を注記するとされています。当該注記の記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>★<u>四半期連結損益計算書関係の注記は、四半期連結損益計算書に合わせて、当四半期連結累計期間及び当四半期連結会計期間に係る注記を記載することになります。両方の期間の注記が記載されていますか。</u></p>	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	<p>●現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記しなければならないとされています。当該注記の記載が漏れていませんか。</p>	
(株主資本等関係)	<p>●株主資本等に関する注記として、①～⑤の注記の規定があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発行済株式に関する注記（四半期連結財規第 88 条） ② 自己株式に関する注記（同第 89 条） ③ 新株予約権等に関する注記（同第 90 条） ④ 配当に関する注記（同第 91 条） ⑤ 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記（同第 92 条） <p>これら株主資本等に関する注記が正しく行われていますか。</p>	
	<p>★「<u>配当に関する注記</u>」について、<u>当四半期連結累計期間に行われた配当が記載対象であり、第 1 四半期報告書に記載された配当についても記載することになります。当該記載が、漏れていませんか。</u></p>	

<p>(セグメント情報)</p> <p>【事業の種類別セグメント情報】</p> <p>【所在地別セグメント情報】</p> <p>【海外売上高】</p>	<p>●セグメント情報としては、次の3つの注記が求められています。</p> <p>① 事業の種類別セグメント情報</p> <p>② 所在地別セグメント情報</p> <p>③ 海外売上高</p> <p>これらセグメント情報に関する注記が正しく行われていますか。</p>	
	<p>★セグメント情報の記載順序は、様式に記載順序に合わせて「当四半期連結会計期間」、「当四半期連結累計期間」の順に記載することになります。記載順序は、正しく記載されていますか。</p>	
	<p>●四半期連結財務諸表においては、実務負担等を考慮し、事業の種類別セグメント情報におけるセグメント別の営業費用、資産、減価償却費及び資本的支出の金額、所在地別セグメント情報における営業費用及び資産の金額に関する記載は不要とされています。これらの記載不要とされる項目を誤って記載していませんか。</p>	
	<p>●企業結合等により事業の種類別セグメント情報におけるセグメント別の資産の金額に、前連結会計年度末に比して著しい変動があった場合には、その概要を記載することとされています。当該記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>★四半期連結財務諸表において会計処理の原則及び手続について変更を行った場合で、当該変更がセグメント情報に重要な影響を与えているときには、四半期連結累計期間に係るセグメント情報に対する影響額を注記することが適当であると考えられます。</p> <p>また、記載対象セグメント又は営業費用の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響額を記載することとされています。この場合の影響額とは、四半期連結累計期間に係るセグメント情報に対する影響額とすることが適当であると考えられます。</p> <p>変更の際の取扱いは、正しく適用されていますか。</p>	
<p>(有価証券関係)</p>	<p>●有価証券については、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結財規第16条の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記することになります。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載できるとされています。有価証券関係の注記が漏れていませんか。</p>	
	<p>●前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合とは、「満期保有目的の債券で時価のあるもの」及び「その他有価証券で時価のあるもの」の有価証券に限って、当該区分により判断し、該当する有価証券の区分に応じて一定の事項を注記するとされています。また、</p>	

	<p>このような場合、前連結会計年度において記載した当該区分に係る有価証券に関する注記についても併せて記載することが考えられるとされています（作成要領「作成にあたってのポイント」）。当該取扱いにより判断されていますか。</p>	
(デリバティブ取引関係)	<p>●デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる）については、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなり、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記します。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載できるとされています。デリバティブ関係の注記が漏れていませんか。</p>	
	<p>●前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合とは、デリバティブ取引について、「通貨」「金利」「株式」「債券」「商品その他の取引」の対象物の種類ごとにより判断し、該当する対象物の種類ごとに応じて注記するとされています。このような場合、前連結会計年度において記載した当該対象物の種類に係るデリバティブ取引に関する注記についても併せて記載することが考えられるとされています（作成要領「作成にあたってのポイント」）。当該取扱いにより判断されていますか。</p>	
(ストック・オプション等関係)	<p>●ストック・オプションもしくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付しており、四半期連結財務諸表への影響額に重要性がある場合には、次の事項を注記します。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、影響の概算額を記載できます。</p> <p>① 役務の提供を受けた場合には、四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名</p> <p>② 財貨を取得した場合には、その取引における当初の資産計上額又は費用計上額及び科目名</p> <p>③ 権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した額</p> <p>該当する場合は注記が漏れていませんか。</p>	
	<p>●当四半期連結会計期間においてストック・オプションを付与した場合には、当該ストック・オプションについて、次の事項を注記します。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できます。</p> <p>① 付与対象者の役員、従業員などの区分ごとの人数</p> <p>② 株式の種類別のストック・オプションの付与数</p> <p>③ 付与日</p> <p>④ 権利確定条件（権利確定条件が付されていない場合にはその旨）</p> <p>⑤ 対象勤務期間（対象勤務期間の定めがない場合にはその旨）</p> <p>⑥ 権利行使期間</p>	

	<p>⑦ 権利行使価格</p> <p>⑧ 付与日における公正な評価単価</p> <p>該当する場合の注記が漏れていませんか。</p>	
	<p>●当四半期連結会計期間においてストック・オプションの条件変更を行った場合には、その変更内容を注記します。ただし、変更内容に重要性が乏しい場合には、注記を省略できます。</p> <p>該当する場合の注記が漏れていませんか。</p>	
(企業結合等関係)	<p>●当四半期連結会計期間において、パーチェス法の適用など組織再編が行われた場合（下記参考）には、所要の事項を注記するとされています。該当する場合の注記が漏れていませんか。</p> <p>①パーチェス法を適用した場合の注記</p> <p>②共通支配下の取引等の注記</p> <p>③共同支配企業の形成の注記</p> <p>④事業分離の注記</p> <p>⑤分離先企業の注記</p>	
	<p>●パーチェス法を適用した場合、当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額の注記について、監査証明を受けていないときには、その旨を記載しなければならないこととされています。該当する記載が漏れていませんか。</p>	
(1株当たり情報)	<p>●当四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における1株当たり純資産額は、注記しなければなりません。記載がされていますか。</p>	
	<p>★1株当たり四半期純利益金額等は、四半期連結損益計算書に合わせて、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間について記載が求められています。記載が漏れていませんか。</p>	
	<p>●潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する（四半期連結財規ガイドライン78-2、四半期財規ガイドライン70-2）とされています。</p> <p>① 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた四半期純利益調整額の主な内訳</p> <p>② 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数</p> <p>③ 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について、前事業年度末から重要な変動がある場合にはその概要</p> <p>これら注記が正しく行われていますか。</p>	
	<p>●希薄化効果を有していないため潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の記載を行っていない場合であっても、潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合には、その概要を記載する必要があります（作成要領の「作成にあたってのポイント」）。</p>	

	該当する記載が漏れていませんか。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●当四半期連結会計期間に株式分割（併合）を行っている場合、その旨と遡及修正値の注記が求められます。適用初年度であるので、四半期連結財規第 78 条第 3 項のうち、第 2 号の適用はありません。 該当する記載が漏れていませんか。	
	<ul style="list-style-type: none"> ●四半期連結貸借対照表日後に株式分割（併合）を行っている場合、重要な後発事象として、その旨と遡及修正値の注記が求められます。適用初年度であるので、四半期連結財規第 78 条第 4 項のうち、第 2 号の適用はありません。 該当する記載が漏れていませんか。	
(重要な後発事象)	<ul style="list-style-type: none"> ●四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く）以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象（重要な後発事象）が発生したときは、当該後発事象を注記する。 ●その四半期会計期間の末日が四半期連結財務諸表提出会社の当該期間に対応する四半期会計期間における四半期連結決算日と異なる子会社及び関連会社については、上記にかかわらず、当該子会社及び関連会社の四半期決算日後に発生した当該事象を注記する。 該当する重要な後発事象がある場合、記載が漏れていませんか。	
(リース取引関係)	<ul style="list-style-type: none"> ●リース会計基準の早期適用を行わない場合 平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度（平成 21 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度を除く）において、四半期財務諸表に係る早期適用を行わない場合、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る残高（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による場合）が前年度末と比較して著しく変動しているときは、当該四半期財務諸表において、改正前リース会計基準で必要とされていた注記（オペレーティング・リース取引に係る注記を除く）を記載します。当該記載が正しく行われていますか。 ★支払リース料等の損益関連項目の記載については、四半期連結会計期間と四半期連結累計期間の記載が求められます。当該記載が正しく行われていますか。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●リース会計基準を早期適用する場合 借手においてリース適用指針第 79 項（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理）を適用した場合、年度の財務諸表では、改正前リース会計基準で必要とされていた事項を財務諸表に注記する必要がありますが、四半期財務諸表では当該注記は要しないものとされています。ただし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用するリース取引に係る金額が企業再編等により前年度末と比較して著しく増減しているときは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を 	

	適用するリース取引に関して、当該著しく増減した期における四半期財務諸表において、一定の事項の注記が求められています。該当する場合、当該注記が正しく行われていますか。	
2【その他】	<p>★<u>当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、配当について取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日、配当金の総額及び1株当たりの金額を記載することとなっています。</u></p> <p>★<u>会社法第454条第5項の規定により、中間配当を取締役会で決議した場合、会社法第459条第1項及び第2項の規定による剰余金の配当について取締役会の決議があった場合にも記載対象となります。</u> 該当する記載が漏れていませんか。</p>	
第二部【提出会社の保証会社等の情報】		
独立監査人の四半期レビュー報告書	<p>★<u>四半期レビュー報告書の文例が、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」において示されています。標準文例どおり正しく記載されていますか。追記情報の記載がある場合、記載が漏れていませんか。</u></p> <p>★<u>第2四半期から会計期間に係る四半期連結損益計算書が加わっており、第1四半期と文例が異なっています。第2四半期の記載表現となっていますか。</u></p>	
	<p>●欄外注記については、財務諸表のXBRL化に伴い、見直しが行われています。「EDINETへのXBRL導入に伴う財務諸表作成プロセスの変更及び監査人の留意点について」(平成20年5月20日 日本公認会計士協会)に従い、従来、有価証券報告書の監査報告書等において注記していた内容に加えて、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれない旨の記載が必要となっています。 欄外注記が、正しく行われていますか。</p>	
確認書	<p>●確認書は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書などから提出が義務化されています。提出漏れとなっていませんか。</p> <p>●四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項その他の確認書の記載事項および様式が規定されています(開示府令17の5、第四号の二様式(内国会社))。当該様式に従った確認書となっていますか。</p> <p>●確認書には、代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等を記載する(開示府令17の5①、第四号の二様式(内国会社))とされています。記載漏れとなっていませんか。</p>	

4. 平成20年8月7日付四半期連結財規等の改正について

平成20年8月7日付け「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第50号）」が公布され、同日施行されました。改正の内容は、以下のとおりですので、ご確認ください。

①～⑤の改正規則で、原則適用の時期、早期適用の開示時期が、それぞれ異なっていますので、留意が必要です。また、これら改正を適用される場合、経理の状況の冒頭記載の根拠規定が、それぞれ異なりますのでご注意ください。

改正規則	改正の内容	適用時期と留意点
①「 <u>金融商品に関する会計基準（改正）の公表に伴う改正</u> 」	<ul style="list-style-type: none"> ●改正「金融商品に関する会計基準」及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が公表され、<u>金融商品についてその状況やその開示等に係る事項の開示の充実を図ることとなりました。</u> ●時価等の開示対象を金融商品全般に広げるため、金融商品に関する注記に係る規定が新設されました。 	<ul style="list-style-type: none"> *平成22年4月1日以後開始の事業年度に属する四半期から原則適用 *施行日後に提出する第1四半期から早期適用 ★<u>会計基準の適用は期首からであり、第1四半期から適用されていない場合には、第2四半期以降に適用することはできませんので、ご注意ください。</u> ★<u>早期適用している場合、以下の箇所に影響があります。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・経理の状況の冒頭記載 ・四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 ・注記事項（金融商品関係）
②「 <u>資産除去債務に関する会計基準</u> 」の公表に伴う改正	<ul style="list-style-type: none"> ●「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」が公表され、<u>資産除去債務（有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務等）を負債として計上するとともに、これに対応する除去費用を有形固定資産に計上する会計処理</u>を定められました。 	<ul style="list-style-type: none"> *平成22年4月1日以後開始の事業年度に属する四半期から原則適用 *施行日後に提出する第1四半期から早期適用 ★<u>会計基準の適用は期首からであり、第1四半期から適用されていない場合には、第2四半期以降に適用することはできませんので、ご注意ください。</u> ★<u>早期適用している場合、以下の箇所に影響があります。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・経理の状況の冒頭記載 ・四半期連結貸借対照表「資産除去債務」 ・四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更 ・注記事項（資産除去債務関係）
③「 <u>工事契約に関する会計基準</u> 」の公表に	<ul style="list-style-type: none"> ●「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」が公表 	<ul style="list-style-type: none"> *平成21年4月1日以後開始の事業年度に属する四半期から原則適用 *施行日後に提出する第1四半期から早期適用

<p><u>伴う改正</u></p>	<p>され、<u>工事収益及び工事原価</u> <u>に関し、施工者における会</u> <u>計処理（※）及び開示を定</u> <u>めることとされました。</u> <u>※工事契約に係る認識基準</u> 「工事の進行途上において も、その進捗部分について成 果の確実性が認められるこ と」という工事進行基準の要 件を満たす場合には、工事進 行基準を適用することを求 めるもの</p>	<p>★<u>会計基準の適用は期首からであり、第1四半期</u> <u>から適用されていない場合には、第2四半期以</u> <u>降に適用することはできませんので、ご注意く</u> <u>ださい。</u> ★<u>早期適用している場合、以下の箇所に影響があ</u> <u>ります。</u> ・ 経理の状況の冒頭記載 ・ 四半期連結財務諸表作成のための基本となる 重要な事項等の変更 ・ 簡便な会計処理 ・ 注記事項（四半期連結貸借対照表関係） ・ 注記事項（四半期連結損益計算書関係）</p>
<p>④「<u>開示対象特</u> <u>別目的会社</u>」 <u>に関する記載</u> <u>の箇所等の改</u> <u>正</u></p>	<p>●<u>開示対象特別目的会社に関</u> <u>して、前連結会計年度末か</u> <u>ら重要な変更又は著しい変</u> <u>動が認められた場合に、開</u> <u>示対象特別目的会社の概要</u> <u>等の記載が必要となります。</u> ●<u>改正後の該当する注記の記</u> <u>載場所は、「四半期連結財務</u> <u>諸表作成のための基本とな</u> <u>る重要な事項等の変更」に</u> <u>記載することとなった。</u>四半 期連結財務諸表を作成して いない場合、記載箇所は「注 記事項（持分法損益等）」と なります。</p>	<p>*平成20年4月1日以後開始の事業年度に属す る四半期から原則適用 ★<u>平成20年9月30日以前に終了する四半期会計</u> <u>期間等については、改正前の四半期連結財規に</u> <u>基づいて追加情報として記載することができます。</u>3月末決算会社の場合、第3四半期から強 制適用となります。 ★<u>以下の箇所に影響があると考えられますので、</u> <u>ご注意ください。</u> ・ 経理の状況の冒頭記載 ・ 四半期連結財務諸表作成のための基本となる 重要な事項等の変更 ・ 追加情報</p>
<p>⑤「<u>たな卸資産</u>」 <u>の区分表示の</u> <u>改正</u></p>	<p>●<u>たな卸資産を「商品及び製</u> <u>品」、「仕掛品」及び「原材</u> <u>料及び貯蔵品」の3区分掲</u> <u>記することが求められるも</u> <u>のです。ただし、たな卸資産</u> <u>の科目をもって一括して掲</u> <u>記し、3区分の金額を注記す</u> <u>ることも可能です。</u></p>	<p>*平成21年4月1日以後開始の事業年度に属す る四半期から原則適用 *施行日後に提出する第1四半期から早期適用 ★<u>平成20年8月7日以後に提出する四半期であれ</u> <u>ば、どの四半期からでも適用することができます。</u> ★<u>早期適用する場合、以下の箇所に影響がありま</u> <u>す。</u> ・ 経理の状況の冒頭記載 ・ 四半期連結貸借対照表 ・ 注記事項（四半期連結貸借対照表関係）</p>